



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一  
(コード : 8337 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 経営企画部長  
梅田 仁司  
043-243-2111 (大代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

- ① 公告方法について、インターネットの普及を踏まえ、公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の予備的な公告方法を定めるため、現行定款第 5 条（公告の方法）について変更を行うものであります。
- ② 平成 26 年 9 月 12 日に第一種優先株式の取得および消却を実施したことから、現行定款における当該第一種優先株式の発行枠および関連規定を廃止するものであります。
- ③ 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（予定）  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（予定）

以上

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 (公告の方法)</p> <p><u>当銀行の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第5条 (公告の方法)</p> <p><u>当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当銀行の発行可能株式総数は、29,600 万株とし、このうち 29,600 万株は普通株式、<u>125 万株は第一種の優先株式</u>、500 万株は第二種の優先株式、750 万株は第四種の優先株式、750 万株は第五種の優先株式とする。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当銀行の発行可能株式総数は、29,600 万株とし、このうち 29,600 万株は普通株式、500 万株は第二種の優先株式、750 万株は第四種の優先株式、750 万株は第五種の優先株式とする。</p>
<p>第 11 条 (優先配当金およびその上限等)</p> <p>当銀行は、第 50 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。</p> <p><u>第一種の優先株式 1 株につき年 240 円</u>  第二種の優先株式 1 株につき年 320 円  第四種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額  第五種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額</p> <p>ただし、当該事業年度において第 12 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当</p>	<p>第 11 条 (優先配当金およびその上限等)</p> <p>当銀行は、第 50 条に定める剰余金の期末配当については、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の信託受託者(以下優先信託受託者という)、優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の信託受託者(以下普通信託受託者という)、普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を上限として、それぞれ発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。</p> <p>第二種の優先株式 1 株につき年 320 円  第四種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額  第五種の優先株式 1 株につきその 1 株当たりの払込金額相当額に年率 8%を乗じて算出した額</p> <p>ただし、当該事業年度において第 12 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
は行わない。	
<p>第 13 条 (残余財産の分配)</p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>①第一種の優先株式</p> <p>1 株につき、4,000 円</p> <p>②第二種の優先株式</p> <p>1 株につき、4,000 円</p> <p>③第四種の優先株式、第五種の優先株式</p> <p>1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額</p> <p>2 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、前項の外、残余財産の分配は行わない。</p>	<p>第 13 条 (残余財産の分配)</p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>①第二種の優先株式</p> <p>1 株につき、4,000 円</p> <p>②第四種の優先株式、第五種の優先株式</p> <p>1 株につき、その 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額</p> <p>2 優先株主または優先信託受託者、優先登録株式質権者に対しては、前項の外、残余財産の分配は行わない。</p>
<p>第 18 条 (第一種の優先株式の取得請求権)</p> <p><u>第一種の優先株主は、第 1 項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得すると引換えに、第 2 項に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>1. <u>取得を請求することができる期間</u></p> <p><u>平成 12 年 9 月 18 日から平成 26 年 9 月 16 日までとする。ただし、当銀行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。</u></p> <p>2. <u>取得と引換えに交付すべき財産</u></p> <p><u>当銀行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式数に第一種の優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される) を乗じた額を第 3 項ないし第 5 項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当初取得価額</p> <p><u>当初取得価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初取得価額の下限は、1,000円とする。</u></p> <p>4. 取得価額の修正</p> <p><u>取得価額は、平成13年9月18日から平成25年9月18日までの毎年9月18日（以下それぞれ取得価額修正日という）における時価が当該取得価額修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は、当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。</u></p> <p><u>ただし、当該時価が1,000円（以下下限取得価額という）を下回るときは、下限取得価額に修正されるものとする。</u></p> <p><u>この場合に使用する時価は、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>5. 取得価額の調整</p> <p><u>イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} \pm \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1 \text{株当たり時価}}$ <p><u>（i）取得価額調整式に使用する1株当たり時価（本号ハ.（i）に定義する。以下本号において同じ）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む）（ただし、当銀行の普通株式の交</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ）、その他の証券（以下取得請求権付株式等という）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、その他の証券（以下取得条項付株式等という）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く）調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>（ii）株式の分割をする場合 調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式について増加する普通株式数を除く）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>（iii）取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（本号ニ. に定義する意味を有する。以下本(iii)および本号ハ. (iv)において同じ）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む）調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）に価額が決定される取得</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>請求権付株式等を発行した場合において、</u></p> <p><u>決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>ロ. 本号イ. (i)ないし(iii)に掲げる場合のほか、株式の併合、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む)に変更される。</u></p> <p><u>ハ.</u></p> <p><u>(i)取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下調整日という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)とする。</u></p> <p><u>(ii)取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整日の前日において有効な取得価額とする。</u></p> <p><u>(iii)取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(本号イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない)の、基準日がない場合は調整日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く)に当該取得価額の調整の前に本号イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。</u></p> <p><u>(iv)取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、本号イ. (i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合に</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>は適正な評価額)、本号イ. (ii)の場合には  <u>0円、本号イ. (iii)の場合には価額とする。</u>  <u>ニ. 本号イ. (iii)および本号ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。</u>  <u>ホ. 本号イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、本号イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u>  <u>ヘ. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p>	
<p>第 18 条 の 2 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の取得請求権)  (条文省略)</p>	<p>第 18 条 (第四種の優先株式および第五種の優先株式の取得請求権)  (現行どおり)</p>
<p>第 19 条 (第一種の優先株式の金銭を対価とする取得条項)  <u>1. 当銀行は、平成 22 年 9 月 18 日以降、取締役会が別に定める日（以下取得日という）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>なお、第一種の優先株式の一部を取得するとき</u> は、<u>按分比例の方法による。取得日の決定後も第18条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</u></p> <p><u>2. 当銀行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式1株につき、第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に経過優先配当金相当額（取得日において、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む）から取得日（同日を含む）までの日数に100円を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）をいう。ただし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする）を加えた額の金銭を交付する。</u></p>	
<p>第19条 <u>の2</u>（第四種の優先株式および第五種の優先株式の金銭を対価とする取得条項）</p> <p>当銀行は、第四種の優先株式および第五種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、当該優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第18条<u>の2</u>に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p> <p>2 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、当該優先株式1株につき、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>	<p>第19条 （第四種の優先株式および第五種の優先株式の金銭を対価とする取得条項）</p> <p>当銀行は、第四種の優先株式および第五種の優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、当該優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第18条に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p> <p>2 当銀行は、各優先株式の取得と引換えに、当該優先株式1株につき、当該優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>
<p>第20条（<u>第一種の優先株式の一斉取得</u>）</p> <p><u>当銀行は、平成26年9月16日までに当銀行に取得されていない第一種の優先株式の全てを、平成26年9月17日（以下本条において一斉取得日という）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種の優先株式を取得するのと引換えに、各第一種の優先株主に対し、その有する第一種の優先株式数に第一種の</u></p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>優先株式1株当たりの払込金相当額（ただし、</u>  <u>第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。上記「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。</u>  <u>ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が1,000円を下回るときは、一斉取得価額は1,000円とする。</u>  <u>第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>第20条の2（第四種の優先株式および第五種の優先株式の一斉取得）  （条文省略）</p>	<p>第20条（第四種の優先株式および第五種の優先株式の一斉取得）  （現行どおり）</p>

以上